

✿ 訪問看護相談 ✿

目的 在宅療養者とその家族及び保健医療福祉関係機関に対し、訪問看護に関する啓発活動や
情報提供及び看護相談を行う

おもな相談内容

【訪問看護の報酬に関すること】

- ① 医療保険 ② 介護保険
- ③ 報酬改定 ④ 医療保険と介護保険の区
- ⑤ 公費 ⑥ 加算
- ⑦ 精神科訪問看護 ⑧ 小児訪問看護
- ⑨ その他



【訪問看護ステーションの運営】

- ① 開設 ② 運営
- ③ 訪問看護指示書 ④ 記録に関する事項
- ⑤ 精神科訪問看護（報酬以外）
- ⑥ 小児訪問看護（報酬以外） ⑦ その他

【在宅療養に関すること】

【治療に関すること】

【災害】

（新型コロナウイルス感染症に関することを含む）

【その他】

- ① 看護小規模多機能型居宅介護
- ② 定期随時訪問介護看護
- ③ その他

相談して頂ける方

- 新潟県内で在宅療養されている方
- 療養されている方のご家族など
- 訪問看護ステーション管理者・職員
- 在宅療養に関係する方
- その他

相談方法

電話・FAX・メール

いずれの方法でもお受けしています。

公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護推進課・訪問看護総合支援センター

電話 025-265-4188

月曜日から金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00

裏面の相談受付表に必要事項を記入の上、お送りください

e-mail houmon@niigata-kango.com

新潟県看護協会ホームページから相談受付表を
ダウンロードしてお使いください